

家庭用品品質表示法 電気機械器具品質表示規程（エアコンディショナー）の一部を改正する消費者庁告示案について（概要）

平成 25 年 7 月 22 日
表示対策課

1. 家庭用品品質表示法の概要

家庭用品品質表示法（昭和 37 年法律第 104 号。以下「家表法」という。）は、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図り、一般消費者の利益を保護することを目的とし、その対象となる家庭用品を指定し、品質に関わる事項を表示の標準として規定している。

2. 改正趣旨

平成 25 年 4 月に「エアコンディショナー」（以下「エアコン」という。）に関する日本工業規格（以下「JIS」という。）の改正が行われたことに伴い、今般、家表法第 3 条第 1 項の規程に基づき定められた電気機械器具品質表示規程（以下「表示規程」という。）のエアコンにおける表示の標準となるべき事項に関して、JIS を引用している記述について、所要の改正を行うものである。

なお、家表法においては、経済産業大臣は、表示の標準となるべき事項が定められる（変更される）ことにより、家庭用品の生産又は流通の改善が図られると認めるときは、内閣総理大臣に対して、当該事項の案を添えて、その策定を要請することができる旨が規定されている（家表法第 3 条第 4 項及び同条第 5 項）ところ、本改正は、経済産業大臣からの要請を受けて行うものである。

3. 改正内容

（1）エアコンに関する JIS の改正内容

エアコンに関する JIS の改正として、「**通年エネルギー消費効率**」の算出方法を一般住宅における使用実態に近づける見直し及び最近の気象データによる想定空調負荷の見直しが行われた。また、「**冷房能力又は暖房能力**」及び「**冷房消費電力又は暖房消費電力**」について、測定誤差による許容範囲を縮小する見直しが行われた。その他、名称変更等の形式的変更も行われた。

(2) J I S 改正に伴う表示規程の改正内容

エアコンの表示規程	現行	改正案	変更点
冷房能力又は暖房能力			
試験方法	日本工業規格 B 八六一五 ー (エアコンディショ ナ <u>第一部直吹き形エ アコンディショナとヒート ポンプ 定格性能及 び運転性能試験方法</u>)	日本工業規格 B 八六一五 ー (エアコンディショ ナ <u>第 1 部 : 直吹き形エ アコンディショナ及びヒ ートポンプ 定格性能 及び運転性能試験法</u>) 及び <u>日本工業規格 C 九六一二 (ルームエアコンディシ ョナ) の八・一 (運転性能 の試験)</u>	J I S の名称変更 に伴う形式的変更
許容範囲 (1)	表示値の - 5 %	表示値の - 3 %	J I S の内容変更 に伴う整合化
冷房消費電力又は暖房消費電力			
試験方法	(上記 と同じ)	(上記 と同じ)	J I S の名称変更 に伴う形式的変更
許容範囲 (2)	表示値の + 1 0 %	表示値の + 3 %	J I S の内容変更 に伴う整合化
通年エネルギー消費効率			
試験方法 (3)	日本工業規格 C 九六一二 (ルームエアコンディシ ョナ) <u>附属書三</u> に規定する 方法	日本工業規格 C 九六一二 (ルームエアコンディシ ョナ) に規定する方法	J I S の名称変更 に伴う変更 (内容 の実質的変更もあ り)

- 冷房能力又は暖房能力とは、使用者が容易に設定できる風量範囲において、エアコンを運転したときに室内から単位時間当たり冷やすことができる又は暖めることができる熱量をいう。数値の許容範囲に関する J I S の規定は、製造事業者が指定する定格能力の 9 5 % 以下 (マイナス 5 %) から 9 7 % 以下 (マイナス 3 %) に改正された。
- 冷房消費電力又は暖房消費電力とは、使用者が容易に設定できる風量範囲において、エアコンを運転したときに消費する電力をいう。数値の許容範囲に関する J I S の規定は、製造事業者が指定する定格消費電力の 1 1 0 % 以下 (プラス 1 0 %) から 1 0 3 % 以下 (プラス 3 %) に改正された。
- 通年エネルギー消費効率の算出精度を高めるため、以下の試験及び算出方法に関する J I S の規定が改正された。
 - 標準気象データ (日本建築学会) を基にした外気温度発生分布を更新。
 - 連続運転とした計算から、より実態に近い断続運転として計算。

4. 今後の予定

平成25年8月：消費者委員会への諮問・答申

8月：経済産業大臣への協議

8月～10月：TBT通報（2ヶ月）

9月：パブリックコメント（1ヶ月）

11月：改正告示の公布

なお、事業者に対する周知期間及び準備期間として、改正告示の公布から約1年間の経過措置を設ける予定。

< 添付資料 >

資料1 経済産業大臣からの要請文書

資料2 電気機械器具品質表示規程の一部を改正する告示案 新旧対照条文

資料3 家庭用品品質表示法（抜粋）

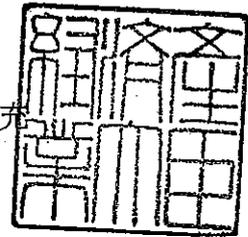
経済産業省

20130705 商第 1 号

平成25年 7月12日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

経済産業大臣 茂木 敏充



家庭用品品質表示法第3条第4項及び第5項の規定に基づく要請

家庭用品の品質に関する表示の適正化を図るため家庭用品品質表示法第3条第4項及び第5項の規定に基づき、別紙のとおり表示の標準となるべき事項を変更することを要請します。



電気機械器具品質表示規程に係る表示の標準となるべき事項の変更に関する要請について

1. 要請の背景及び理由

電気機械器具品質表示規程（以下「表示規程」という。）の「エアコンディショナー」における表示の標準となるべき事項に関して、「通年エネルギー消費効率」の算出方法について、一般住宅において実際に機器が冷暖房運転をした時のエネルギー消費効率に近づける算出方法及び最近の気象データによる想定空調負荷の見直しを行うことにより算出精度を高め、一般消費者に実態により近い性能表示をするための変更、並びに日本工業規格（以下「JIS」という。）を引用している記述及び測定試験における数値の許容誤差について、現行の JIS 規程との整合性を図るための変更を行う。

(1) JIS の改正の趣旨、主な改正点

JIS C 9612（ルームエアコンディショナ）及び JIS B 8615-1（エアコンディショナ — 第一部直吹き形エアコンディショナとヒートポンプ — 定格性能及び運転性能試験方法）について、省エネルギー性能の測定方法のあり方、ISO 規格の取入れ等に対応するため、平成 25 年 4 月 22 日付けで改正された。

（主な改正点）

- エアコンの通年エネルギー消費効率の算出精度を高めるための算出方法及び想定空調負荷を改定。また、目安となる消費電力量の簡易算出方法を記載
- マルチ形ルームエアコンを対象として追加
- 騒音測定を、音圧レベルから音響パワーレベルに改定
- 性能測定時の風量を明確にするため、JIS C9612 の 8.1.3 及び 8.1.5 にて「なお、試験時の風量は、使用者が容易に設定できる範囲でなければならない。」と追記

(2) 表示規程の表示事項で引用する JIS 規格

- ① JIS C 9612 と JIS B 8615-1 の関係は、JIS C 9612 はルームエアコンディショナを製品として規定し、JIS B 8615-1 は冷房・暖房能力試験、冷房・暖房消費電力、その他の条件及び試験方法を定めている。JIS B 8615-1 は、JIS C 9612 の 8.1.3、8.1.5、8.1.4、8.1.6 において試験方法として引用されることによって JIS C 9612 の規定の一部を構成している。（参照：JIS C 9612 2 引用規格）

表示規程では、表示事項である（冷房又は暖房能力）及び（冷房又は暖房消費電力）の表示に際して、試験方法として定めていること、また、許容範囲についても JIS C 9612 の 6.2、6.3、6.4、6.5 に規定されていることから、表示規程で引用する JIS 規格として JIS C 9612 の明記が必要である。

- ② 通年エネルギー消費効率の表示については、改正前の 2005 年版 JIS C 9612 ではエネルギー効率の算出法として、附属書 3 (規定)及び附属書 4 (一般算出法:参考)の 2 つがあり、表示規程では附属書 3 を指定していたが、今回の JIS 改正後はエネルギー効率算出法が附属書 B (旧;附属書 3) だけとなるため附属書の表現を削除する。
- ③ 今回の JIS 改正では、JIS C 9612 の改正は平成 25 年 10 月 31 日までの間、工業標準化法第 19 条第 1 項等の関係条項の規定に基づき JIS マーク表示認証において JIS C 9612 : 2005 によることができるとされ、JIS C 9612 に経過期間が設けられているので、表示規程の改正は平成 25 年 11 月 1 日施行と予定。

2. 電気機械器具品質表示規程の変更の内容

(1) 電気機械器具品質表示規程別表第二 (第二条関係)

七 エアコンディショナー

(一) 冷房能力又は暖房能力の表示

現行	改正案
冷房能力又は暖房能力の表示に際しては、エアコンディショナーの定格周波数ごとに標準電圧（百ボルト又は二百ボルトの電圧をいう。以下同じ。）における <u>日本工業規格 B 八六一五 一一（エアコンディショナー 第一部直吹き形エアコンディショナーとヒートポンプ 一定格性能及び運転性能試験方法）</u> に規定する冷房能力又は暖房能力（標準）の試験方法により測定して得られる数値をキロワットの単位で表示すること。	冷房能力又は暖房能力の表示に際しては、エアコンディショナーの定格周波数ごとに標準電圧（百ボルト又は二百ボルトの電圧をいう。以下同じ。）における <u>日本工業規格 B 八六一五 一一（エアコンディショナー 第一部：直吹き形エアコンディショナー及びヒートポンプ一定格性能及び運転性能試験法）</u> 及び <u>日本工業規格 C 九六一二（ルームエアコンディショナー）の八・一（運転性能の試験）</u> に規定する冷房能力又は暖房能力（標準）の試験方法により測定して得られた数値をキロワットの単位で表示すること。
この場合における許容範囲は、表示値のマイナス <u>五パーセント</u>	この場合における許容範囲は、表示値のマイナス <u>三パーセント</u>

(注) 試験方法は、JIS C 9612 の 8.1.3、8.1.5。 許容範囲は、6.2、6.4。

(三) 冷房消費電力又は暖房消費電力の表示

現行	改正案
<p>冷房消費電力又は暖房消費電力の表示に際しては、エアコンディショナーの定格周波数ごとに標準電圧（百ボルト又は二百ボルトの電圧をいう。以下同じ。）における日本工業規格B八六一五 ― ―（エアコンディショナー 第一部直吹き形エアコンディショナーとヒートポンプ ― 定格性能及び運転性能試験方法）に規定する冷房能力又は暖房能力（標準）の試験方法により測定された冷房消費電力又は暖房消費電力の数値をキロワット（数値が千未満の場合はワット）の単位で表示すること。</p>	<p>冷房消費電力又は暖房消費電力の表示に際しては、エアコンディショナーの定格周波数ごとに標準電圧における日本工業規格B八六一五 ― ―（エアコンディショナー第1部：直吹き形エアコンディショナー及びヒートポンプ―定格性能及び運転性能試験法）及び日本工業規格C九六一二（ルームエアコンディショナー）の八・一（運転性能の試験）に規定する冷房能力又は暖房能力（標準）の試験方法により測定された冷房消費電力又は暖房消費電力の数値をキロワット（数値が千未満の場合はワット）の単位で表示すること。</p>
<p>この場合における許容範囲は、表示値のプラス十パーセント</p>	<p>この場合における許容範囲は、表示値のプラス三パーセント</p>

(注) 試験方法は、JIS C 9612 の 8.1.4、8.1.6。 許容範囲は、6.3、6.5。

(四) 通年エネルギー消費効率の表示

現行	改正案
<p>日本工業規格C九六一二（ルームエアコンディショナー）<u>附属書三</u></p>	<p>日本工業規格C九六一二（ルームエアコンディショナー）</p>

(注) 算出方法は、JIS C 9612 の 6.14。

3. 改正時期（予定）

（施行期日）

1. この告示は、平成25年11月1日から施行する。

（経過措置）

1. 平成26年10月31日までに電気機械器具の品質に関する表示が行われるものについては、なお従前の例によることができる。

（注）経過期間として、施行後1年の猶予期間を要望。

資料2

電気機械器具品質表示規程の一部を改正する告示案 新旧対照条文

○電気機械器具品質表示規程（平成九年十二月一日 通商産業省告示第六百七十三号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">（表示事項）</p> <p style="text-align: center;">第一条 （略）</p> <p style="text-align: center;">（遵守事項）</p> <p style="text-align: center;">第二条 （略）</p> <p style="text-align: center;">別表第一（第一条関係） （略）</p> <p style="text-align: center;">別表第二（第二条関係）</p> <p style="text-align: center;">一～六 （略）</p> <p style="text-align: center;">七 エアコンディショナー</p> <p style="text-align: center;">（一） 冷房能力又は暖房能力の表示に際しては、エアコンデ イショナーの定格周波数ごとに標準電圧（百ボルト又は二百</p>	<p style="text-align: center;">（表示事項）</p> <p style="text-align: center;">第一条 （略）</p> <p style="text-align: center;">（遵守事項）</p> <p style="text-align: center;">第二条 （略）</p> <p style="text-align: center;">別表第一（第一条関係） （略）</p> <p style="text-align: center;">別表第二（第二条関係）</p> <p style="text-align: center;">一～六 （略）</p> <p style="text-align: center;">七 エアコンディショナー</p> <p style="text-align: center;">（一） 冷房能力又は暖房能力の表示に際しては、エアコンデ イショナーの定格周波数ごとに標準電圧（百ボルト又は二百</p>

ボルトの電圧をいう。以下同じ。)における日本工業規格B八六一五—一(エアコンデিশヨナ—第一部直吹き形エアコンデিশヨナ及びヒートポンプ—定格性能及び運転性能試験法)及び日本工業規格C九六一二(ルームエアコンデিশヨナ)の八・一(運転性能の試験)に規定する冷房能力又は暖房能力(標準)の試験方法により測定して得られた数値をキロワットの単位で表示すること。この場合における許容範囲は、表示値のマイナス三パーセント(電熱装置のみにより暖房を行うものの暖房能力の表示の場合にあつては、表示値が一キロワット以下のときは、その値のプラス・マイナス十パーセント、表示値が一キロワットを超えるときは、その値のプラス五パーセント、マイナス十パーセント)とする。ただし、水蒸発式のものについては、冷房能力又は暖房能力の表示、ヒートポンプ暖房又は電熱装置のみによる方法以外の方法による暖房を行うものについては、暖房能力の表示を省略することができる。

(二) 区分名の表示に際しては、次の表のユニットの形態欄、冷房能力欄、室内機の寸法タイプ欄に応じそれぞれ同表の区分名欄に掲げる用語を用いて表示すること。ただし、水蒸発

ボルトの電圧をいう。以下同じ。)における日本工業規格B八六一五—一(エアコンデিশヨナ—第一部直吹き形エアコンデিশヨナとヒートポンプ—定格性能及び運転性能試験方法)に規定する冷房能力又は暖房能力(標準)の試験方法により測定して得られる数値をキロワットの単位で表示すること。この場合における許容範囲は、表示値のマイナス五パーセント(電熱装置のみにより暖房を行うものの暖房能力の表示の場合にあつては、表示値が一キロワット以下のときは、その値のプラス・マイナス十パーセント、表示値が一キロワットを超えるときは、その値のプラス五パーセント、マイナス十パーセント)とする。ただし、水蒸発式のものについては、冷房能力又は暖房能力の表示、ヒートポンプ暖房又は電熱装置のみによる方法以外の方法による暖房を行うものについては、暖房能力の表示を省略することができる。

(二) 区分名の表示に際しては、次の表のユニットの形態欄、冷房能力欄、室内機の寸法タイプ欄に応じそれぞれ同表の区分名欄に掲げる用語を用いて表示すること。ただし、水蒸発

式のもの及びヒートポンプ暖房又は電熱装置のみによる方法以外の方法による暖房を行うものについては、区分名を省略することができる。

(略)

(三) 冷房消費電力又は暖房消費電力の表示に際しては、エアコンデyshoナーの定格周波数ごとに標準電圧における日本工業規格B八六一五―一(エアコンデyshoナー第一部直吹き形エアコンデyshoナ及びヒートポンプ―定格性能及び運転性能試験法)及び日本工業規格C九六一二(ルームエアコンデyshoナ)の八・一(運転性能の試験)に規定する冷房能力又は暖房能力(標準)の試験方法により測定された冷房消費電力又は暖房消費電力の数値をキロワット(数値が千未満の場合はワット)の単位で表示すること。この場合における許容範囲は、表示値のプラス三パーセント(電熱装置のみにより暖房を行うものの暖房消費電力の表示の場合にあつては、表示値が一キロワット以下のときは、その値のプラス・マイナス十パーセント、表示値が一キロワットを超えるときは、その値のプラス五パーセント、マイナス十パーセント)とする。ただし、水蒸発式のものについては、冷房運転

式のもの及びヒートポンプ暖房又は電熱装置のみによる方法以外の方法による暖房を行うものについては、区分名を省略することができる。

(略)

(三) 冷房消費電力又は暖房消費電力の表示に際しては、エアコンデyshoナーの定格周波数ごとに標準電圧(百ボルト又は二百ボルトの電圧をいう。以下同じ)における日本工業規格B八六一五―一(エアコンデyshoナー第一部直吹き形エアコンデyshoナとヒートポンプ―定格性能及び運転性能試験方法)に規定する冷房能力又は暖房能力(標準)の試験方法により測定された冷房消費電力又は暖房消費電力の数値をキロワット(数値が千未満の場合はワット)の単位で表示すること。この場合における許容範囲は、表示値のプラス十パーセント(電熱装置のみにより暖房を行うものの暖房消費電力の表示の場合にあつては、表示値が一キロワット以下のときは、その値のプラス・マイナス十パーセント、表示値が一キロワットを超えるときは、その値のプラス五パーセント、マイナス十パーセント)とする。ただし、水蒸発式のものについては、冷房運転又は暖房運転のときの消費電力の表示、

又は暖房運転のときの消費電力の表示、ヒートポンプ暖房又は電熱装置のみによる方法以外の方法による暖房を行うものについては、暖房運転のときの消費電力の表示を省略することができる。

(四) 通年エネルギー消費効率の表示に際しては、日本工業規格C九六一二(ルームエアコンディショナ)に規定する方法により算出した数値を小数点以下一桁まで表示すること。ただし、水蒸発式のもの及びヒートポンプ暖房又は電熱装置のみによる方法以外の方法による暖房を行うものについては、通年エネルギー消費効率の表示を省略することができる。

(五)

(略)

(六)

(略)

(七)

(略)

ヒートポンプ暖房又は電熱装置のみによる方法以外の方法による暖房を行うものについては、暖房運転のときの消費電力の表示を省略することができる。

(四) 通年エネルギー消費効率の表示に際しては、日本工業規格C九六一二(ルームエアコンディショナ) 附属書三に規定する方法により算出した数値を小数点以下一桁まで表示すること。ただし、水蒸発式のもの及びヒートポンプ暖房又は電熱装置のみによる方法以外の方法による暖房を行うものについては、通年エネルギー消費効率の表示を省略することができる。

(五)

(略)

(六)

(略)

(七)

(略)

◎家庭用品品質表示法(抜粋)

(昭和三十七年五月四日法律第四百号)

(表示の標準)

第三条 内閣総理大臣は、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図るため、家庭用品ごとに、次に掲げる事項につき表示の標準となるべき事項を定めるものとする。

一 成分、性能、用途、貯法その他品質に関し表示すべき事項

二 表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して製造業者、販売業者又は表示業者が遵守すべき事項

2 内閣総理大臣は、前項の規定により表示の標準となるべき事項を定めようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣に協議しなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により表示の標準となるべき事項を定めたときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

4 経済産業大臣は、第一項の規定により表示の標準となるべき事項が定められることにより、家庭用品の生産又は流通の改善が図られると認めるときは、内閣総理大臣に対して、当該事項の案を添えて、その策定を要請することができる。

5 前三項の規定は、第一項の規定により定めた表示の標準となるべき事項の変更について準用する。

(消費者委員会への諮問)

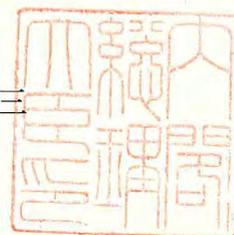
第十一条 内閣総理大臣は、第三条第一項若しくは第五項の規定により表示の標準となるべき事項を定め、若しくは変更し、又は第五条から第七条までの規定による命令をしようとするときは、消費者委員会に諮問しなければならない。



消表対第338号
平成25年7月31日

消費者委員会
委員長 河上 正二 殿

内閣総理大臣 安倍 晋三



諮 問 書

家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）第11条の規定に基づき、
下記の事項について、貴委員会の意見を求めます。

記

家庭用品品質表示法第3条の規定に基づく表示の標準となるべき事項の変更
について

1. 経済産業大臣からの要請に伴う電気機械器具品質表示規程（平成9年通商
産業省告示第673号）に係る遵守事項の見直しについて



家庭用品品質表示法第3条の規定に基づく
各品質表示規程（告示）における遵守事項の見直しについて

1. 主旨

家庭用品品質表示法（以下「家表法」という。）は、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図り、一般消費者の利益を保護することを目的としている。その対象となる家庭用品を指定し、品質に関わる事項を表示の標準として規定している。

平成25年4月に、家表法の対象品目である「エアコンディショナー」（以下「エアコン」という。）に関する日本工業規格（以下「JIS」という。）の改正が行われたことに伴い、これを引用している電気機械器具品質表示規程の改正について、家表法第3条第4項及び第5項の規定に基づき、経済産業大臣名での「表示の標準となるべき事項の変更に関する要請」があった。

このため、家表法第11条の規定に基づき、消費者委員会に諮問を行うものである。

2. 諮問する事項の概要

エアコンの表示事項である「冷房能力又は暖房能力」、「冷房消費電力又は暖房消費電力」及び「通年エネルギー消費効率」について、JIS規格名称、試験方法、許容範囲等を変更するJIS改正が行われたことに伴い、これを引用する電気機械器具品質表示規程について所要の改正を行う。

3. 今後の予定

平成25年8月：消費者委員会への諮問・答申

8月：経済産業大臣への協議

8月～10月：TBT通報（2ヶ月）

9月：パブリックコメント（1ヶ月）

11月：改正告示の公布

なお、事業者に対する周知期間及び準備期間として、改正告示の公布から約1年間の経過措置を設ける予定。